

「令和4年度 ATWS 2023 北海道 ポストサミットアドベンチャー
運営計画等策定事業」委託業務企画提案指示書

1 目的

令和5年9月に「アドベンチャー・ワールドサミット2023（以下、ATWS）」が北海道を中心に開催される。その中で唯一地域が主体となって取り組むエクスカージョンが「ポストサミットアドベンチャー」であり、ATWS全プログラムで最も地域への波及も大きいものとなっている。本事業は、ポストサミットアドベンチャー開催を予定している上川地域及び北宗谷地域（稚内市、礼文町、利尻町及び利尻富士町）において、AT商品の造成及び運営受入体制の構築を行い、次年度のポストサミットアドベンチャーに向けて販売プロモーション計画等を観光関係者等と策定し、そのノウハウやネットワークを地域に定着させることを目的としている。

2 委託業務内容（企画提案事項）

ポストサミットアドベンチャー開催を予定している2地域（上川地域及び北宗谷地域（稚内市、礼文町、利尻町及び利尻富士町））において、次の事業を実施すること。

(1) ポストサミットアドベンチャー（令和5年9月開催予定）に関わる運営計画策定業務

① 運営計画及び運営実施体制図の作成

ポストサミットアドベンチャーを運営する構成員を整理し、運營業務の洗い出し、機能及び役割分担を明確化し、次年度開催時を想定した運営計画書と運営実施体制図を作成する。また、本計画書や附帯資料をもって地域関係者や各行政機関らとの合意形成を図る。

ポストサミットアドベンチャーについて

現地への移動含め4日間程度の日程を設け、期間中は、毎日エクスカージョンを実施するとともに、その日のうちに地域商品に特化した商談会を実施するものを想定しています。

実施内容

(ア) 地域関係者との調整・ヒヤリング（随時）

(イ) 説明会及び推進会議の開催（推進会議8回、説明会2回）

② 招聘者リストの作成

(ア) 2023年に開催されるポストサミットアドベンチャーに招聘者のリストを開催地毎に作成する。

(2) ポストサミットアドベンチャー（令和5年9月開催予定）に関わるAT商品造成業務

① AT商品の造成

(ア) ATTAの推奨するコンテンツと地域資源（自然、文化、食等）及びアクティビティ（ガイド付き）を組み合わせた観光商品（1日／3～4時間程度）を1地域あたり4本以上造成する。

(イ) 上記商品が、安全かつ快適に実施できることを確認すること。

(ウ) 上記商品は、9月頃に実施でき、1回あたり8名程度参加できる内容とすること。

(エ) 上記商品が掲載されている電子ブローチャーを作成すること（納期は9月20日）

(オ) 地域のツアーオペレーターやスルーガイドなどを活用すること

② ガイドの選定

- (ア)有資格者のガイドを選定すること。これに加え、保険加入内容を確認できる者であること
- (イ)英語を話せるガイドが望ましいが、話せない場合通訳者等を同行させること
- ③ アドベンチャー・トラベル専門家による提言
 - (ア)アドベンチャー・トラベルワールドサミットの参加経験者またはこれに該当する知見を有する者1名を選定し、AT市場のニーズに則した提言を行う。
 - (イ)上記提言は、契約期間内に8回以上行うこと。

- (3) ポストサミットアドベンチャー（令和5年9月開催予定）に関わる販売計画策定業務
 - ポストサミットアドベンチャー運営や販売プロモーションを想定した運営構成員を選抜し、業務の洗い出し、機能及び役割分担を明確化し、次年度開催時に向けた販売計画書を作成する。また、販売プロモーションに有効とされる営業ツールを選定し、予算書を策定する。本計画書や附帯資料をもって地域関係者や各行政機関らとの合意形成を図る。

実施内容

- (ア)地域関係者との調整・ヒヤリング
- (イ)説明会及び推進会議の開催
- (ウ)専門家の招聘
 - ・アドベンチャー・トラベルワールドサミット参加経験者
またはこれに該当する知見を有する者：1名

- (4) 業務進捗報告
 - 事業受託期間内は、毎月末までに当月の事業進捗状況を必ず報告すること。
- (5) その他
 - 上記以外に、本事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。
- (6) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定
- (7) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管理
- (8) 事業実績報告書及び成果物の提出
 - ① 事業実績報告書 紙媒体3部及び電子データ
 - ② 成果物 開催地域におけるポストサミットアドベンチャー運営に関する計画書及び報告書

3. プロポーザル参加の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の企業（法人及び法人以外の団体含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等であること。
 - (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、道内に本社又は事業所を有するもので次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本社又は事業所を有する場合は可とする。
- ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

- イ 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア)道内に本店及び事業所等が所在する場合は、課税対象となっている道税
 - (イ)消費税及び地方消費税
- キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していること。
 - (ア)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

4 審査

企画提案は主に次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

ア 指示内容が十分理解されているか。

イ AT 及び ATWS について十分に理解した内容であるか。

ウ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

エ 来年度のポストサミットアドベンチャーの実施に向け、高い効果が期待できる事業内容となっているか

(3) 実現性

事業の組み立てや予算配分、スケジュールに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

5 応募に関する留意事項

(1) 企画提案は、1者1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(5) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

- (6) ヒアリングの日時は、別途連絡する。
- (7) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (8) ヒアリング時の追加資料の提示は認めない。
- (9) ヒアリングには、事業実施の主担当者が参加すること。必ずしも主担当者が企画提案書の説明を行う必要はないが、質問に対しては内容に応じて回答すること。
- (10) 本委託事業に関する事前説明会は実施しない。

6 契約方法等

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 予算上限額

8,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

8 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

(2) 業務スケジュール

- 7月14日： 公示・実行委員会ウェブサイトに掲載
- 7月28日： 参加表明書提出期限
- 8月4日： 企画提案書提出期限
- 8月9日： 審査会（ヒアリング審査）の実施、委託事業者決定
- 8月中旬（後日通知）： 契約締結、事業の実施

9 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 履歴事項全部証明書（写し可）
- (イ) 道税を滞納していないことの証明書（道税の納税証明書（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可））
 - ※道税の課税対象でない場合は不要
- (ウ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し
- (エ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））
 - ・健康保険法第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法第7条の規定による届出

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和4年（2022年）7月28日（木） 17:00（当日消印有効）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会事務局
(北海道経済部観光局内)

担当：福田・彌永

電話：011-206-6944

E-mail：fukuda.katsushi@pref.hokkaido.lg.jp

オ 提出方法

メール、持参又は郵送（郵送は簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書の作成にあたっては、上記2の(1)～(5)に係る企画提案事項のほか、下記の項目についても企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔に要約したものとする。 (A4用紙1枚)

(イ) 実施スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(ウ) 事業実績

過去2年以内の本事業と類似、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

(オ) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※交通費、宿泊経費、人権費、翻訳費等

イ 提出方法・ファイルの種類

(ア) 電子メールにより提出すること

(イ) 全頁大きさはA4とし、社名あり1種類及び社名なし1種類を各々作成すること

(ウ) 提出資料は、PDFに変換し、社名あり及び社名なしを各々一つのファイルに統合すること

(エ) 具体的な事業者名・担当者名等がわからないよう伏せて作成すること

(オ) 北海道庁の電子メールの受領上限が10MBなので、写真・図の圧縮を行うなどの調整を行うこと

ウ 提出期限

令和4年(2022年)8月4日(木) 17:00

エ 提出先

(1)エの電子メールアドレスと同じ

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は実行委員会に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
二次利用も見込まれることから、成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権及びその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

11 委託契約に関する留意事項

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、事務局と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 事業の運営について、随時事務局と協議すること。

12 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに9の(1)エの担当者に連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は実行委員会に帰属する。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金の納付
要（但し、免除規定あり）
- (8) 関連情報を収集するための窓口
9の(1)エに同じ。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。